

## CCCMKホールディングス株式会社が発行するカードでの武雄市図書館利用に関する規約

カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社

CCCMKホールディングス株式会社

2024年4月22日

### 第1条(定義)

以下の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1)「図書館」とは、「武雄市図書館・歴史資料館設置条例第4条第1号に定める図書館」をいいます。
- (2)「CCC」とは、「カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社」をいいます。
- (3)「MKHD」とは、「CCCMKホールディングス株式会社」をいいます。
- (4)「図書館利用者」とは、利用者登録申請を行い、図書館を利用する個人をいいます。
- (5)「V会員」とは、MKHDが定める「V会員規約」に同意の上、会員登録を申し込み、MKHDが承諾した個人をいいます。
- (6)「図書館ID」とは、武雄市が図書館利用者に割り当てる個人識別番号をいいます。
- (7)「本カード番号」とは、V会員本人であることを識別するために割り当てられた番号をいいます。
- (8)「本カード」とは、本カード番号が印字されたカードをいいます。
- (9)「ID紐付登録」とは、図書館IDと本カード番号とを紐づけ、登録することをいいます。
- (10)「ID紐付会員」とは、本規約に同意の上、ID紐付登録を完了させた個人をいいます。

### 第2条(本規約の適用)

1. この規約(以下「本規約」といいます。)は、CCCが武雄市より指定を受けて運営する図書館において、本カード番号を図書館IDに紐づけ、図書館における各種サービスと、MKHDがV会員向けに提供する各種サービス(以下「V会員向けサービス」といいます。)を本カードにてご利用するための手続等を定めるものであり、図書館利用者に適用されるものとします。
2. 1つの図書館IDに紐付けることができる本カード番号は、1つとします。
3. ID紐付登録が完了すると、ID紐付会員は図書館における各種サービスと、MKHDが選定したV会員向けサービスとの両方にTカードを利用することができます。
4. ID紐付登録後においても、紐付けた本カードの有効期限については、「V会員規約」の規定が適用されます。

### 第3条(各種手続き)

#### 1. 「ID紐付登録」の手続き

- (1) ID紐付登録には、図書館カウンター等、指定された受付(以下、「図書館受付」といいます)にて配布する「お客様登録申込書」に必要事項を記入しご提出いただくことが必要です。なお、V会員登録、図書館利用者登録ともに未登録の場合、又はV会員登録、図書館利用者登録のうちいずれかが未登録の場合、上記「お客様登録申込書」に必要事項を記入していただくことにより、V会員登録、図書館利用

者登録及びID紐付登録を同時に行うことができます。なお、V会員登録と図書館利用者登録のいずれかの登録を新規で行う場合、一方の会員情報ともう一方の会員情報とは相互に反映されません。

(2) V会員登録、図書館利用者登録ともに未登録のお客様が新規でご登録される際には、「お客様登録申込書」に記入していただいた図書館利用者としての個人情報について、図書館で行う情報登録業務を指定管理者のCCCが受託の上、代行して入力します。

(3) 既に本カードと図書利用カードの両方を保有しているお客様がID紐付登録を行う場合、IDの紐付けが行われるのみで、それぞれに登録済みのお客様の情報は相互に反映されません。ただし、ID紐付登録時において、図書館利用者登録及びV会員登録に登録されている個人情報は、それぞれ「お客様登録申込書」に記入いただいた内容に更新されます。

(4) 12歳以下の方のお申し込みについては、V会員登録及び図書館利用者登録において、「V会員規約」及び武雄市が制定する図書館の利用規約それぞれで規定する保護者の同意をいただきます。保護者の同意は、「お客様登録申込書」に保護者の方の署名等をいただきます。保護者の方の個人情報は、この申し込みに対する同意を確認する目的においてのみ、MKHD及び図書館でそれぞれ利用させていただきます。

(5) ID紐付登録を行った本カードを紛失・盗難された場合は、「V会員規約」に従い、所定の方法にてお申し出ください。

(6) ID紐付会員は、本条第3項第1号に定める「退会」の手続きのほか、別途申請によりID紐付登録のみを解除することができます。

(7) 既に図書利用カードをお持ちの図書館利用者がこのID紐付登録を完了させた場合には、図書利用カードは図書館の指定管理者CCCが回収させていただきます。ID紐付登録以降は、本カードでのみ図書館をご利用いただくことができます。

## 2. 「登録情報変更」の手続き

ID紐付会員の氏名、郵便番号、住所、電話番号等の登録情報に変更が生じた場合、V会員の登録情報の変更については「V会員規約」に定める方法により、また図書館利用者の登録情報の変更については図書館の指定管理者であるCCCが定める方法により、それぞれの規約の手順に従って、登録情報の変更をおこなってください。どちらか一方の登録情報の変更を申し出ていただいても、その変更内容はV会員の登録情報及び図書館利用者の登録情報相互に反映されるものではありませんのでご注意ください。

## 3. 「一時停止」「退会」の手続き

(1) ID紐付会員が、V会員向けサービス利用の一時停止又はV会員の退会を希望する場合は、「V会員規約」に従い、所定の方法により、お申し出いただく必要があります。V会員の退会手続きによって本カードが無効となったときは、ID紐付登録も解除されます。この場合、図書館IDそのものは失効しませんが、当該図書館IDによる図書館のご利用には、V会員に再登録して、第1項第1号の定めに従い、再度ID紐付登録をする必要があります。

(2) ID紐付会員が、図書館利用者としての利用停止を希望する場合は、お客様ご自身で別途図書館の指定管理者CCCが定める停止手続きを取ることが必要です。図書館IDが無効となったときは、ID紐付

け登録も解除されますが、本カードの有効性には影響しませんので、有効な本カードの場合はV会員向けサービスを引き続きご利用いただけます。

#### 第4条(個人情報の取り扱い)

##### 1. 図書館利用者情報のMKHDへの提供とMKHDによる利用

(1) 武雄市及び指定管理者CCCは、図書館利用者から取得した個人情報(図書等の貸出履歴等の利用情報を含み、以下「図書館利用情報」といいます)について、武雄市が制定する図書館の利用規約に従いこれを取り扱います。

(2) 武雄市は、ID紐付会員の図書館利用情報のうち、本カードを提示して図書館を利用した会員の本カード番号及びID紐付登録の申込年月日について、ID紐付登録を管理する目的でMKHDに対し提供します。図書の貸出履歴情報は提供されません。

(3) 指定管理者CCCは、Vポイント付与と、V会員自らがVポイント付与に従うサービス利用状況を把握する目的で、本カード番号、利用年月日、利用時刻、ポイント数に限り、MKHDに対し提供します。図書の貸出履歴情報は提供されません。

(4) MKHDが取得した図書館利用情報は、CCC及びCCCの連結対象会社若しくは持分法適用会社及びポイントプログラム参加企業を含む第三者に対し提供されることはありません。

(5) MKHDは、ID紐付会員の本カードのID紐付登録の有効性及び保有Vポイント数の情報を武雄市に提供します。

##### 2. 情報管理の委任

(1) 第3条第1項第1号に従い、新たに図書館利用者登録及びID紐付登録をされる際には、「お客様登録申込書」に記入していただいた図書館利用者としての個人情報を、指定管理者であるCCCがMKHDを代行して登録します。

(2) ID紐付会員の図書館利用情報は、CCCが指定管理者として厳重に管理し、武雄市が制定する図書館の利用規約に従い取り扱います。

3. ID紐付会員の個人情報の取り扱いに関して、本規約に記載のない事項については、指定管理者CCC及びMKHDが指定するそれぞれの規則、各種規約に準じます。

#### 第5条(本カードの失効)

##### 1. 本カードの失効

紛失、盗難、破損、退会等の事由でID紐付登録された本カードが失効した場合、その情報がMKHDから指定管理者であるCCCに連携され、ID紐付登録が解除されます。

##### 2. 再登録

ID紐付会員はID紐付登録した本カードが失効した場合において、継続して本カードでの図書館利用を希望される場合には、本規約第3条第1項第1号の手続きに従って、再度申込みが必要となります。この場合、本カード番号は変更となります。なお、新しい本カードを取得せずに図書利用カードにて図書館利用を継続する場合には、新規に図書利用カードの交付を受ける必要があります。

#### 第6条(免責事項等)

天災地変、通信回線障害等の不可抗力による場合、CCCが図書館の指定管理業務を終了する場合、又はその他武雄市、CCC及びMKHDが必要と判断した場合、ID紐付会員に事前の承諾を得ることなく、本カードによる図書館における各種サービスの利用を中止又は終了させていただくことがあります。

#### 第7条(規約の改訂)

MKHDは、一定の予告期間においてホームページ又は関連サービスサイトにおいて変更後の本規約の内容を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、予告期間経過後は、変更後の本規約の内容が適用されるものとします。なお、最新の本規約につきましては、各自治体が運営する図書館のホームページ、又はMKHDホームページ(<https://cccmkhd.co.jp/>)にアクセスしていただくか、Vポイントサポートセンターまでお問い合わせください。また、「V会員規約」については、MKHDホームページにアクセスしてご確認ください。

#### 第8条(その他の事項)

本規約の定めと、MKHDの定める「V会員規約」、「ポイントサービス利用規約」並びに武雄市が制定する図書館の利用規約の定めが異なる場合は、本規約が優先されるものとし、本規約に定めのない事項については、諸規則及び諸規約の規定が適用されるものとします。

#### 問い合わせ先

図書館について

武雄市図書館窓口

電話番号0954-20-0222 受付時間9:00～21:00(年中無休)

#### 本カード

Vポイントサポートセンター

電話番号0570-029294

(MKHD ホームページ <https://cccmkhd.co.jp/>)